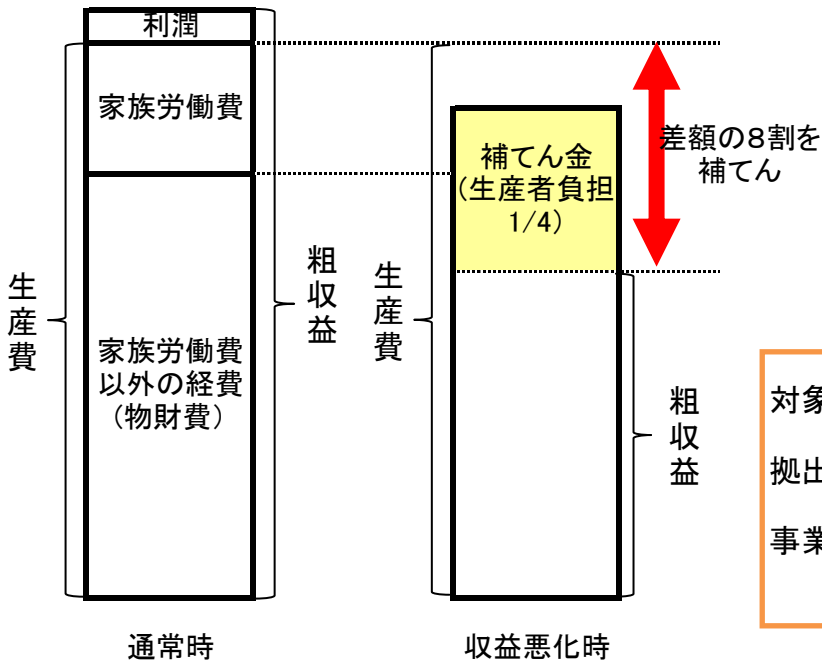


# 新マルキン事業 がスタートします！

(肉用牛肥育経営安定特別対策事業)

## 事業の仕組み



肥育牛1頭あたりの四半期平均粗収益(全国平均)が四半期平均生産費(全国平均)を下回った場合に、その差額の最大8割を品種区分別に補てんします。

対象品種：肉専用種、交雑種、乳用種の3区分で加入ください。  
 拠出割合：生産者と国(農畜産業振興機構)が1:3の割合で積立金を拠出します。  
 事業期間：平成22年度～24年度(3年間)となります。

## 新マルキン事業の概要

事業加入の要件が緩和されました。

肉用牛を肥育する生産者であれば、事業への参加が可能です。※

※ 一部の生産者は除きます。

全国一律の仕組みとなりました。

22年度から、積立金単価、補てん金単価の算定方法を全国一本化しました。

補てん金交付がない場合積立金は戻ります。

事業終了後、積立金に残余がある場合、拠出割合に応じて生産者に返還されます。



新たな契約申し込みを受け付けます！

- ✓ 平成22年7月30日までに、農場が所在する都道府県団体へ申し込みください。
- ✓ 申込期間を過ぎると、途中契約はできません。ご注意ください！

事業に関する質問等は、以下にお問い合わせください。

(社)島根県畜産振興協会  
 〒690-0887 松江市殿町19-1  
 電話(0852)21-4421 FAX(0852)21-4481

